

【別紙1】

昨年度の全国立入検査で違反の多かった維持管理項目

令和7年度の全国の立入検査結果から、維持管理に関する項目について違反の多い順に整理しました。

	項 目	台数	確認のポイント
1	定期点検の義務違反 (消防法第14条の3の2) うち漏れの点検未実施 292 台	875 台	・1年に1回以上点検し、記録を作成・保存しているか。 ・漏れの点検を、完成検査済証の交付日又は前回の漏れの点検日から5年以内に実施しているか。 <u>記録の保存年限</u> <u>定期点検記録3年</u> <u>漏れの点検記録 10 年</u>
2	消火器の未設置等 (危政令第20条) 未設置・不足 74 台、その他 437 台	511 台	・所定の本数が設置されているか。 ・損傷や腐食がなく、確実に固定されているか。
3	電気設備・接地導線の不良 (危政令第15条第1項第13号・第14号)	425 台	・接地導線に断線(テスター等で導通を確認)、被覆の破れ、クリップの破損がないか。 ・巻取り装置が正常に作動するか。
4	完成検査済証等の備付け義務違反 (危政令第26条第1項第9号)	371 台	・完成検査済証、定期点検記録が、事務所ではなく車両に備え付けてあるか。 <u>※写しではなく、原本を備え付けること。</u>
5	表示・標識の未設置等 (危政令第15条第1項第17号) 未設置・不足 41 台、その他 280 台	321 台	・「危」の標識や、類・品名・最大数量の表示に、汚損、剥がれ、色あせがないか。
6	保安講習の受講義務違反 (消防法第13条の23)	236 台	・乗務員全員が、前回の受講日以後における最初の4月1日から3年以内に受講しているか。 <u>※前回受講日が令和5年3月31日以前の方は期限切れです。</u>
7	タンク本体の塗料の剥離・発錆 (危政令第15条第1項)	139 台	・タンク外面に錆や塗装の剥がれがないか。ある場合は補修を。
8	危険物取扱者の免状不携帯・無乗車 (消防法第16条の2第1項・第3項)	31 台	・移送する危険物を取り扱える危険物取扱者が乗車し、免状を携帯しているか。

※ 危政令:危険物の規制に関する政令。台数は項目ごとの集計です。

【併せて御注意ください】注入ノズルの無許可変更

昨年度の無許可車両 63 台(前年 49 台)のうち約6割の 40 台は、容器への詰替えを行う車両の注入ノズルを、手動開閉装置を開放状態で固定できるものに交換又は改造した事例でした。既に交換・改造している場合は、検査日を待たずに御相談ください。